

写) 正副理事長、理事、事務局長・次長、県副コミッショナー

令和6年5月1日

地区コミッショナー

団委員長

日本ボーイスカウト千葉県連盟

県コミッショナー 片寄 朗

ビーバースカウト隊指導者の隊長就任資格の臨時措置について

昨今、全団調査からビーバースカウト隊の新任指導者数が年々減少傾向にあり、これら指導者不足から、新規入団者の受入れや隊の継続にも影響が出ています。

総コミッショナーからの通達により、教育規程に則った当該部門指導者の任命が難しい現状を鑑み、県コミッショナーの判断により以下のとおり加盟登録手続きにおける臨時措置を行うことが可能になりました。千葉県連盟においては、ビーバースカウト隊を取り巻く環境から、以下のとおり臨時措置を行いますので通知します。

記

1. ビーバースカウト隊の隊長登録を行う者については、教育規程3-18「隊長及び副長の資格」に規定されている「隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を修了した者」を、「**当該部門課程別研修**」を履修することで隊長登録ができることとする。
2. スカウトコースを未履修であっても、ビーバー課程別研修を履修することができる。なお、その対象はビーバー隊長およびその就任予定者とする。
3. 課程別研修参加にあたっては、加えて当連盟が提供する安全に関する研修を、県連盟が設定した機会に受講したことをもって課程別研修を履修したこととする。
4. 基礎訓練課程の修了記章はスカウトコースを履修し（ウオグルの着用）、当該訓練課程の修了認定を受けた者が着用できることとする。
5. 上級訓練へ参加する者は、これまでとおり、当該基礎訓練課程の修了日から約1年の実務経験があることとする。

上記の措置は隊指導者訓練体系を変更するものではなく、あくまでも時限的な措置とする。

以上

本件に関するお問い合わせ：地区コミッショナー経由県コミッショナーまで